

法務総合研究所研究部報告

1

— 刑務所に関する意識調査 —

はしがき	吉村 徳 則	i
要旨紹介	倉田 靖 司	ii
釈放前受刑者の意識調査	中島 富美子 安田 潔 吉田 智子	1
刑務所参観者の意識調査	福田 美喜子 浜井 浩一 遠藤 隆行	79
あとがき	山口 昭 夫	121

1997

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果をとりまとめ、ここに研究部報告第1号を刊行する。

当研究部では、法務省管下の検察、矯正、更生保護等の各分野で豊富な実務経験を有する研究官及び研究官補が、その法律学、心理学、社会学、統計学等の専門的知識を活用し、総合的な立場から、刑事政策に関する実証的な調査研究を行い、毎年、その成果を研究部紀要として発表してきたところである。

ところで、近年、刑事政策の分野においても、国内はもとより諸外国との間で、情報交換が頻繁かつ大量に行われるようになり、調査研究の成果も即時に発表され広範囲に活用できるようになった。常に最新の情報が望まれる現代の状況を考えると、毎年一回定期発刊を原則としてきた従来の研究部紀要によっては、刑事政策関係者及び政策決定に当たる関係職員の期待に充分応えることができないおそれを感じられるようになった。

そこで当研究部では、本年から定期刊行物としての研究部紀要を廃止し、これに代えて研究部報告という名称で、実証的調査研究の成果を必要に応じて随時報告することとした。これまでの研究部紀要と同様大いに活用していただけるよう念願している。

研究部報告第1号として報告する調査研究は、「刑務所に関する意識調査—その1 釈放前受刑者の意識調査—」及び「同一その2 刑務所参観者の意識調査—」であり、矯正施設における処遇について、受刑者自身から受刑体験の率直な意見を得て分析した部分と、矯正施設を訪れた一般参観者の感想を取りまとめた部分からなる。これら二つの調査研究の成果が、部内はもとより、広く関係学界の各分野において活用され、我が国の刑事政策の発展にいささかでも寄与できれば幸いである。

言うまでもなく、犯罪や犯罪者の処遇に関して考察すべき要因は複雑多岐にわたり、これらを課題とする調査研究は、様々な角度から分析・解明されなければならない。我々は、今後さらに、各界各層からの忌たんのない御意見、御批判を仰ぎながら、調査研究を更に発展させたいと念願しているところである。

なお、今回の各調査に従事した研究官等は、アンケートの作成から始まり集計の観点に至るまで文部省統計数理研究所名誉教授林知己夫氏から懇切な御指導をいただいた。記して深甚の謝意を表する次第である。

また、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の関係各位に対しても、心から謝意を表する次第である。

平成9年4月

法務総合研究所長

吉村徳則

要 旨 紹 介

この研究部報告には、2編の報告が掲載されているが、その利用の参考のため、各報告の要旨を紹介する。

「刑務所に関する意識調査—その1 釈放前受刑者の意識調査—」は、刑務作業、職員の態度、規律や懲罰、受刑生活等に関する受刑者の受け止め方などを明らかにし、今後の受刑者処遇に役立つ基礎資料を提供することを目的としている。

調査対象者は、平成8年4月17日から同月30日までの間に、全国の行刑施設を出所する予定の、釈放を目前に控えた受刑者である。

調査は、受刑者に対し多肢選択式及び自由記述式で回答を求めるアンケート方式（日本語版調査票及び英語版調査票の2種類を用意した。）と、施設側に対し受刑者に関する調査票に記入を求める方式を併用し、必要に応じクロス集計する方法によった。

日本語版調査票対象者761人の調査結果から、次のことが明らかになった。

- ① 刑務作業については、8割近く（77.5%）の受刑者が「あるほうがよい」と回答しており、その主な理由として「時間が早く過ぎるから」を挙げている者が多い。

この結果を見ると、多くの受刑者が刑務作業によって精神的な安定を得ているのではないかと思われる。

- ② 職員の態度を、「公正—不公正」、「丁寧—粗野」、「親身に話を聞いてくれる—親身に話を聞いてくれない」、「信頼できる—信頼できない」の4点について求めたところ、『職員によって異なる』という趣旨の回答が最も多かったが、いずれの側面についても、職員に対する肯定的な評価が否定的な評価を大きく上回っている。

- ③ 受刑者の8割近く（75.2%）が「守るのがつらかった規則・改めてほしい規則はなかった」と回答している。また、懲罰や規則を緩やかにした場合「好き勝手をする者が多くなる」と回答した受刑者が8割近く（78.2%）を占めるほか、「弱い者いじめがでる」、「作業中の危険が増える」等、悪い結果が生じると考える受刑者が多数を占める。

これらの結果を見ると、規則に関して、現状を肯定している者が多く、安全な受刑生活を確保するためには規則や懲罰が必要であると認識している受刑者が大多数であることがわかる。

- ④ 規則違反の取調べを受けた経験のある受刑者の6割強（63.0%）が、取調べは「公正だった」と回答しており、「不公正だった」とする者の比率（35.1%）を大きく上回っている。

- ⑤ 受刑者の約8割（80.7%）は、刑務所で生活して得られたものが「あった」と回答しており、得られたこととして「忍耐力が身についた」、「家族のありがたさがわかった」等を挙げている。

刑務所で生活して、楽しい・うれしいと感じたことが「なかった」と回答した受刑者は約6割（60.3%）、つらい・苦しいと感じたことが「あった」と回答した受刑者は7割強（72.0%）である。つらい・苦しいと感じたことの上位三つは、順に「自由がない・好きなことができない」、「同僚との人間関係」、「家族に会えない」である。

これらの結果を見ると、多くの受刑者は受刑生活に対して肯定的な意味を見い出しているものの、受刑生活自体は必ずしも安楽なものではないと感じていることがわかる。

- ⑥ 「この3か月間に、所長面接や情願などの不服申立をした」、「刑務作業はないほうがよい」、「ほとん

どの職員は不公正である」など、受刑生活に対して否定的な評価を示す八つの選択肢を選んだ合計数をもって不満得点とすると、高い不満得点を示す受刑者の多くは暴力団関係の受刑者である。また、暴力団関係の受刑者では、懲罰や規則を緩やかにした場合、「緊張せずに暮らせるようになる」、「作業の能率が上がる」等と回答する者の比率が他の受刑者より高い。

これらの結果を見ると、暴力団関係者は刑務所内での懲罰や規律に対して不満を抱きやすいことがわかる。経験的に言って、暴力団関係者は他の収容者に対して影響力を強めようとする傾向があるが、この傾向が刑務所内の懲罰や規律に対する反発に結び付いている可能性が指摘できる。

「刑務所に関する意識調査—その2 刑務所参観者の意識調査—」は、刑務所を参観した市民が抱いた刑務所の印象、特に刑務所の規律や生活環境、刑務作業に対する感想等を調査し、市民の刑務所に対する意識及び期待する役割等を明らかにし、今後の受刑者処遇に役立つ基礎資料を提供することを目的としている。

調査対象者は、平成8年5月の1か月間に全国の刑務所に来所した参観者のうち、裁判官、検察官、警察官及び矯正保護関係者等を除く、刑務所に関して中立的立場にあると推定される者607人であり、参観刑務所数は19施設であった。

調査は、調査対象者に対し刑務所参観後アンケート用紙に回答記入を依頼する方法によった。

調査項目は、刑務所の規律全般、作業（私語・わき見の禁止を含む。）、行進風景、居室（備品、広さ、明るさ及び衛生状態を含む。）、受刑者に対する職員の態度及びその他の感想であり、多肢選択式及び自由記述式により、回答を求めた。

その結果、次のことが明らかになった。

- ① 刑務所の規律全般については、単に「厳しい」という回答が41.7%と最も多い。次いで、「普通」という回答が26.7%、「非常に厳しい」という回答が12.9%となっている。
- ② 作業中の私語・わき見の禁止については、「禁止が当然」とする回答がいずれも70%を超えている。
- ③ 受刑者の作業の様子については、「まじめである」という回答が50.9%と最も多い。
- ④ 受刑者の行進風景については、「規律正しい」、「整然としている」という肯定的な回答がそれぞれ40.7%、24.1%であり、「不自然である」、「規律にしばられすぎ」という否定的な回答がそれぞれ12.6%、11.1%である。
- ⑤ 居室については、備品の数は「普通である」とする回答が68.5%、広さは「狭い」とする回答が53.1%、明るさは「普通である」とする回答が53.8%、衛生状態は「清潔である」とする回答が46.9%とそれぞれ最も多くなっている。
- ⑥ 受刑者に対する職員の態度については、「厳しすぎる」などの否定的内容の回答は4.4%にすぎない。
- ⑦ その他の感想としては、処遇・設備・雰囲気について、肯定的感想を記した者が多い。
- ⑧ 以上のとおり、刑務所の規律、作業場面、行進風景、居室、職員の受刑者に対する態度のいずれについても、参観者の多くは肯定的な評価をしている。ただし、唯一、受刑者の居室の広さについては狭いという評価がやや多くなっている。

これらの調査研究の結果が広く各方面で利用されることを希望する。

研究第一部長

倉 田 靖 司